

## さくら市農業委員会総会議事録（平成29年6月定例総会）

1. 開催日時 平成29年6月23日（金）午後2時00分から午後4時45分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可処分後の取消願について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）  
について

議案第 6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告第 1号 さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸

係長 和氣 貴子

主査 柴山 雅子

7. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員30名、全員委員の出席ですので、総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは。農業委員会改正に伴い本日が最後の定例総会になります。さくら市農業委員会では、優良農地の有効活用・無秩序な農地転用、開発を監視、抑制し地域農業の振興を図っており、また、国民の大切な食糧を生産する公共的役割を有する農地利用の最適化を図っております。そのようにみなさまと一緒にやってきました。7月20日から新制度の農業委員会に移行すべく農業委員・農地利用最適化推進委員候補者の募集・公募を行い、農業委員、農地利用最適化推進委員の評価を進めてまいりました。少子高齢化・担い手の不足また農業グローバル等に対応できる志の高い人材が望ましいので、次回への懸案事項になると思います。つきましては、新農業委員へ持ち越すことなく、最善の努力をして7月19日の任期

		<p>までみなさまと共に全うしたいと思います。</p> <p>ただいまからさくら市農業委員会6月定例総会を開催いたします。慎重審議をお願いいたします。</p>
事務局	鈴木	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日は、調査会の案件はありませんでした。したがって、会議は開催しませんでしたので報告いたします。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第3号が7件の合計9件であります。また、今回の案件には上がっておりませんが、事務局より1カ所現地調査のお願いがありました。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号の1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>20番の谷田年美委員、21番の穴戸孝男委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分後の取消願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8番	田代	<p>譲渡人から譲受人へ一括贈与を行ったが、面積が大きいため贈与税が高額となるための取消願いであります。また、議案第2号で審議されますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>質疑がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
議長	田代	<p>挙手全員で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号1番を朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	薄井	<p>内容については、事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8番	田代	<p>譲渡人と譲受人は叔父甥の関係です。譲渡人は〇〇〇市に住んでいるため農業には携われませんので、甥は野菜作りに熱心ですので、何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番は、原案どおり承認されました。 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法の基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。</p>

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
21番	宍戸	案内図3-1をご覧ください。(申請場所を説明する。 転用行為の必要性は、現在〇〇〇市に住んでおりますが、申請人は、次男のため宅地となる土地を探しておりました。土地の選定理由は、土地区画整理地内で、インフラ整備も完了しているが、最近まで農地として利用していましたが現在は休耕しています。なお、申請地は、子どもの将来の事や買い物等の利便性が充実されているので、家を建てるのに最適地と考え選定しました。土地の利用計画は、土地面積300㎡に建築面積80㎡の木造平家建1棟を新築します。駐車場2台分を設けます。取水は、公共上水道から給水し、排水は公共下水道に接続します。雨水は、敷地内の砂利敷きで自然浸透するので外部への流出しないよう考慮し造成します。資金計画につきましては、総事業費2,350万円のうち、自己資金500万円、残り1,850万円を融資にて賄います。金融機関からの残高証明書及び融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、申請地東側、コンクリートブロック立上げため雨水等の流出はありません。西側は道路のため影響ありません。南側は既存宅地のコンクリート擁壁があり、北側は既存宅地のため、転用に際しましては周辺に被害のないよう十分注意します。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について朗読して説明する。

		<p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約5.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
16番	門前	<p>案内3-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請人は、現在〇〇〇町の会社に勤務していて、また同町のアパートで妻と子2人の4人で生活しておりますが、子供の成長にともない、居住空間が手狭になり、自己用住宅を建築したいため申請に至りました。土地の選定理由は、勤務地や生活面でも便利であるため選定に至りました。土地利用計画は、一般住宅木造2階建て、駐車場3台分を確保します。給水は、市上水道に接続。排水は、合併浄化槽にて処理後、道路東側側溝に放流します。雨水は、敷地内自然浸透です。</p> <p>資金計画は、3,700万円、全額金融機関からの融資で賄います。融資証明書も添付されております。周辺の農地への被害防除対策は、北・西側宅地、東側は道路経て畑、南側畑、この転用による周囲の農地・土地への被害はありません。午前中の調査会におきまして申請内容を確認したうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号3番について朗読して説明する。</p>

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明をお願いします。

29番 小林

案内図3-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

申請者は、現在〇〇県にある会社に勤務し、アパートで生活しておりましたが、結婚を予定していて、本年10月から北関東支店〇〇市勤務になります。そこで、自己用住宅を建築したく、父親の所有する土地を使用貸借する申請です。土地の選定理由は、〇〇市への通勤が可能で、近くには大型商業施設があり生活に便利なこと。また、周辺への被害及び集团的農地を浸食する恐れがないことから最適地であると考え選定致しました。土地利用計画は、建築物は、一般住宅の木造2階建、駐車台数2台を確保します。給水は公共水道を引込み、排水は公共下水道に接続します。雨水の処理は、敷地内浸透処理です。資金計画は、総事業費1,800万円で、全額金融機関からの融資で、金融機関からの融資証明書が添付されております。

周辺農地への影響ですが、北側には既存の擁壁があり、東側は道路であることから、土砂流出等の被害を及ぼすことはありません。また、西・南側は使用貸人の所有地であることから擁壁等は設けませんが、転用に際しては十分に配慮します。以上のような状況でございます。ご審議ほどのよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。  
議案第3号番号3番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第3号番号3番について原案どおり承認されました。

続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求め

		ます。
事務局	柴山	議案第3号番号4番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
29番	小林	案内図3-4をご覧ください。(申請場所を説明する。) 申請は、売買で宅地分譲地としての転用目的です。申請者の株式会社〇〇〇〇は、〇〇〇〇市に本社を置き、注文住宅の建築や宅地分譲等を行っております。土地の選定理由は、申請地は、公共施設、商業施設に隣接し、生活等に大変便利であることから、また、転用による周囲農地への被害及び集団的農地を浸食する恐れがないことから、最適地であると考え選定致しました。土地利用計画は、一般住宅用宅地分譲3区画を確保しようとするものであります。取水は、公共上水道に接続し、排水は、公共下水道に接続する計画となっております。雨水については、各区画内で敷地内自然浸透する計画となっております。資金計画ですが、総事業費1,800万円は自己資金で賄うこととしており、残高証明書が添付されております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方、挙手を願います。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号5番について朗読して説明する。

		<p>なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
29番	小林	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請者は、現在〇〇〇市の借家にて家族で生活しており、子どもの成長に伴い持ち家が必要となっております。申請地は、勤務地への通勤が容易かつ生活環境の良い土地を探していた中で、当申請地の存在を知り、当申請地を選定致しました。土地利用計画は、住宅1棟を建築し、駐車スペース3台分を確保しようとするものであります。取水は、公共上水道に接続し、排水も公共下水道に接続します。雨水処理は、宅地内にて自然浸透処理する計画となっております。資金計画につきましては、総事業費3,200万円で、全額金融機関からの融資にて賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北・西側は農地、東側宅地、南側は道路で、申請地の北側、東側には区画構造物がないため、土砂の流出はしません。周辺農地への影響はないと思われませんが、転用に際しては十分注意します。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号6番と議案第3号7番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内なので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号6番・議案第3号番号7番について朗読して説明</p>

		<p>する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
29番	小林	<p>議案第3号番号6番と議案第3号番号7番は共に上阿久津台地土地区画整理事業地域内です。申請者2人ともに〇〇〇市内の賃貸住宅に住んでおり、上阿久津付近で住宅を探していたところ〇〇〇〇(株)の建売分譲地があり今回の申請になりました。資金計画につきましては、2人ともに自己資金と金融機関からの融資にて賄うこととしており、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号6番と議案第3号7番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番と議案第3号7番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号8番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の敷地の拡張（既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

30番

山崎

案内図3-8をご覧ください。(申請場所を説明する。)

転用行為の必要性は、本申請は、(株)〇〇〇〇会社は〇〇〇市に本社及び工場を建築し事業を営んでおります。工場も徐々に拡張を重ねてきましたが、従業員用の駐車場用地が不足する事態となりました。現在、借地駐車場の契約期間も迫っているため、倉庫並び駐車場の確保が必要となり、今回の申請に至っております。土地の選定理由は、申請地は、本社及び工場敷地に隣接をしており、高低差も少ないため今の土地の地形を利用して造成することで工場費のコストダウンに通じます。また、工場の生産性、従業員の移動等も地続きのため容易にできることや既存の乗り入れを利用することで新規の乗り入れ口の設置等が不要のため最適と考えております。土地利用計画は、申請地は砂利敷きによる駐車場用地と倉庫敷地を計画しています。工場敷地拡張に伴い、新規職員採用の計画があり、計45台必要となりました。また、現在の倉庫では手狭になったため、加工製品及び材料を保管する倉庫を新築します。既存事務所及び工場敷地は平成11年11月8日付けで都市計画法第29条の許可を取得し、雨水排水調整池を設置し〇〇〇〇土地改良区管理水路へ雨水及び排水を放流しています。申請地は、雨水地下浸透槽を設置し地下浸透とします。駐車場及び倉庫の建築のための取水はありません。資金計画につきましては、総事業費2,100万円を自己資金で賄うことで、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響と被害防除策は、申請地の南側に農地がありますが、農地の方が約1m程度現況高いため土砂の流出等の被害もなく、日照問題等による農地等への被害のないよう対策を講じます。他法令は、都市計画法第29条第1項許可申請を予定。土地改良区は該当せず。工場立地法は該当しません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長

田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。  
議案第3号番号8番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号9番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.8haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
19番	大森	<p>案内図3-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請者は、街路樹の剪定材及び伐採した枝・葉等を原材料とし、園芸用土を製造・販売しております。事業を行う上で原材料の確保が必要不可欠となっております。年間4,000tの出荷があるため、原材料確保が必要になり、原材料が堆肥化し出荷できるまでに1年以上かかります。そのため広い用地が必要のため今回の申請に至っております。</p> <p>事業の性質上、広い用地が必要であり、当該地は農地への集団性の影響が軽微であり、事業所からの距離が近く、管理しやすいことから選定致しました。土地利用計画は、堆肥を製造するにあたり、原材料をパワーショベルとホイールローダーで、堆肥になるまで、繰り返し作業を行います。作業や運搬の際、管水路上を横断するにあたり、荷重が掛からないように管水路防護コンクリート工事を計画しています。資金計画は、管路水路補強工事300万円で、自己資金にて対応します。周辺農地への被害防除対策は、東側雑種地、南側は道路及び雑種地、西・北側山林で農地はありません、転用に際しては十分注意致します。</p> <p>他法令は、関東農政局所の管の地上権が設定されている箇所は、関東農政局の同意を得ています。以上の状況です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>ここは、既に転用されているのではないですか。</p>
19番	大森	<p>違反転用農地になっているための、是正される申請です。</p>
議長	田代	<p>その他質疑がありましたら、ご意見を願います。</p>

13番	石塚	2・3年前に違反転用農地ということで、担当委員と事務局で現場を見ているわけで、その場所の申請が出てきて、許可するのはおかしいのではないのか。まずは正や始末書が必要ではないのか。
19番	大森	始末書が添付させております。
議長	田代	始末書を事務局で読み上げてください。
事務局	柴山	始末書の文面を読み上げる。
2番	小菅	堆肥ということで公害・臭い・汚水等の問題はなかったのですか。
19番	大森	なかったのです。臭いですが、1週間前ですが、雨に濡れていれば臭うのですが、問題ありませんでした。
議長	田代	私も現地を見ました。臭いは、草とバーク堆肥の臭いでした。
3番	中山	本日第4調査会で、現地を歩きましたが、草の臭い程度しか感じませんでした。
議長	田代	その他ありますか。
6番	平山	雑木処理なら、公共事業等マニフェストを添付しなければならないので、違反したものは、マニフェスト発行できるのですか。
事務局	柴山	バーク肥料は、肥料の取り締まりで、特殊肥料に該当しまして、栃木県農業環境指導センター届けが必要です。申請者〇〇〇〇は届がありますとの事です。 転用許可受けずに、事業を始められたことです。
13番	石塚	違反転用ということで、今回申請になり話を聞いていますと、既に施設が出来ているものに対して、臭いとか周辺への影響という問題でないと思います。
議長	田代	施設ではなく、ただ野積になっていて、本人は農地と知らず山林だと思って、バーク堆肥作っていた。指導が入ったための是正する申請になったわけです。

7 番	野上	この案件ですが、土地所有者の場所は、農地としていろいろ問題の話が出ていた土地です。いろいろ埋めていた土地です。私は、おかしいと思います。
10 番	鈴木	農業委員会として、どこを重点に置くのか原点がおかしいのではないですか。担当委員は、一生懸命説明しておるわけですが、我々農業委員としての基本姿勢は、守っていかなければならないと思います。
事務局	柴山	許可を受けずに転用行為の基本姿勢としまして、違反転用が判明したら事務局から地元農業委員に「その場所は、違反転用」ということで、本人に通知なり連絡し事情聴取します。今回この申請者は、是正する姿勢をみせ、農地区分も許可相当と判断できたため、追認の形をとりました。申請には、関東農政局所有の管の地上権箇所の同意が必要であることなど指導していました。
13 番	石塚	現地点で、物が置いてある状況ですので、撤去して更地にするのが常識的是正だと思います。今の状況で、誠意があるからでの許可するのは、私は賛成しかねます。
議長	田代	その他意見がないようでしたら、議案第3号番号9番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【挙手多数】</b>
議長	田代	挙手多数で、議案第3号番号9番は原案どおり承認されました。
		<b>【暫時休憩15時15分から15時30分】</b>
議長	田代	再開します。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 平成29年度第3号 公告予定年月日は平成29年6月30日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定5件、面積

22,077 m<sup>2</sup>、新規 6 件、面積 36,803 m<sup>2</sup>、合計 11 件、面積 58,880 m<sup>2</sup>です。

さくら市全体の賃借の平均額は、12,700 円、物納の平均値 83 kg。氏家地区の賃借の平均額は、12,700 円、物納の平均値は 83 kg。

喜連川地区の賃借は使用賃借のみでした。

いずれも 1 反当たりの数字となっております。

続きまして、所有権の移転となります。栃木県農業振興公社からの買受けが 4 件となっております。(所有権移転分を朗読して説明する。)

議長 田代 それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

議長 田代 異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 田代 全員挙手ですので、議案第 4 号は原案どおり承認されました。

議案第 5 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 和氣 議案第 5 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」を朗読して説明する。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

10 番 鈴木 基本構想到達者とは、具体的にどんな人ですか。

議長 田代 以前、認定農業者だった人で、認定継続していないが、申請すれば認定農業者になれると思われる人です。

議長 田代 その他ありますか。

質疑もないようですので、採決に入ります。

議案第 5 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検評価（案）について」、承認される方、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 田代 全員挙手ですので、議案第5号は原案どおり承認されました。(案)は消してください。

続きまして、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 和氣 議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を朗読して説明する。

議長 田代 事務局の説明でした、質疑に入ります。  
質疑もないようなので、採決に入ります。  
議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 田代 全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。(案)は消してください。

次に、報告第1号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程について」を事務局から報告を願います。

事務局 和氣 さくら市農地利用最適化推進委員候補者に係る評価等については、5月25日開催の平成29年5月定例総会において皆様の承認を得まして、農業委員会改正に伴う準備委員会のメンバーである、会長、職務代理、各調査会の委員長の6名で検討を行ってきたところですが、検討するに当たって、別紙のとおり「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」を制定したので、今回皆様に報告するものです。

議長 田代 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から2番、報告第3号「農地法第3条の3第1項による届出書について」番号1番から3番は、お目通しをお願いします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市  
農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。

(午後 4 時 4 5 分閉会)